

長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者

募集要項

令和6年8月

長岡京市教育委員会文化財保存活用課

## 目 次

長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者募集要項	1
長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者の仕様書	8
休日夜間警備業務の仕様書	2 1
自動体外式除細動器（AED）の仕様書	2 2
提出書類様式	

## 長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者募集要項

長岡京市では、長岡京市立神足ふれあい町家について、長岡京市立神足ふれあい町家設置条例（平成 18 年長岡京市条例第 31 号）に基づき、指定管理者による管理制度を導入しています。

ついでには、長岡京市に代わって長岡京市立神足ふれあい町家（以下「ふれあい町家」という。）の管理を代行する指定管理者を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 対象施設の概要

(1) 名 称

長岡京市立神足ふれあい町家

(2) 所在地

長岡京市神足二丁目 13 番 10 号

(3) 建物概要

構造 木造平屋造り、店舗併用住宅

敷地面積 369.6 m<sup>2</sup>

建築面積 202.6 m<sup>2</sup>

延床面積 202.6 m<sup>2</sup>

(4) 施設の設置目的

国登録有形文化財石田家住宅の保存を図り、地域コミュニティーの振興及び市民の教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(5) 施設内容

和室、物置、事務室、文化観光情報及び物産展示販売コーナー、喫茶コーナー、公衆トイレ、庭、その他。

#### 2 管理業務の範囲

(1) 下記事業の運営に関すること。

ア 市民の文化活動の場を提供する事業

イ 市民相互の交流の場を提供する事業

ウ 文化観光情報の提供及び物産の展示販売を行う事業

エ その他ふれあい町家の設置目的を達成するために必要な事業

(2) ふれあい町家の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他、ふれあい町家指定管理者の仕様書のとおり。

### 3 災害時の対応等

災害時における対応、費用負担等については、長岡京市と指定管理者との間において別に協定を締結します。

### 4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（予定）

指定期間については、指定管理者の指定とともに市議会での議決事項となるので、議決され、市長が指定した時点で確定します。

### 5 申請の資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす法人その他の団体が申請資格を有します。

- (1) 法人その他の団体で、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者
- (2) 法人その他の団体及びその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号の規定に抵触する者
  - エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して 3 年を経過しない者
  - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
  - キ 租税公課の滞納がある者

### 6 選定の基準

指定管理者の選定は、長岡京市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例で定める選定の基準を含め、次に掲げる事項を考慮して、ふれあい町家の管理運営（事業を含む。）を安定的かつ効率的に行うために必要となる能力を有するか否かを総合的に判断します。

- (1) ふれあい町家としての事業をはじめ、長岡京市の市民が集い、ふれあ

- い、交流できる場の提供ができることと認められること。
- (2) 展示、イベント等に関する実績の有無。
  - (3) 飲食サービスの提供の実績。
  - (4) 事業計画書によるふれあい町家の運営が市民の利用を拡大し、サービスの向上が図られるものであること。
  - (5) 事業計画の内容がふれあい町家の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図れるものであること。
  - (6) 事業計画書に沿った、ふれあい町家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

## 7 募集要項の配布・受付、説明会及び質問書の受付について

### (1) 募集要項の配布

期間 令和6年8月1日(木)から9月2日(月)午後5時まで  
(ただし、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

方法 長岡京市ホームページからダウンロードしてください。  
(<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000014258.html>)  
もしくは、期間中に以下の場所へ。

場所 長岡京市 教育委員会 文化財保存活用課  
〒617-0824 長岡京市天神四丁目1番1号(長岡京市立図書館3階)  
電話番号 075-954-3557  
FAX番号 075-954-8500  
電子メール bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp

### (2) 応募説明会

申請方法、申請書類、指定管理者業務等について説明会を開催します。

**参加を希望される団体は事前にご連絡ください。**

日時 令和6年8月21日(水)午後1時30分から

場所 長岡京市立図書館3階 大会議室

### (3) 質問書の受付

募集要項等に関する質問は、質問書(様式第6号)により提出してください(電子メール、FAX可)。

期間 令和6年8月21日(水)から8月26日(月)午後5時まで  
(ただし、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

場所 配布場所に同じ

(4) 申請の受付

申請書の提出は持参に限ります。

期間 令和 6 年 9 月 3 日(火)から 9 月 10 日(火)午後 5 時まで  
(ただし、土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

場所 配布場所に同じ

## 8 提出書類

No.	書類名	備考	部数
1	長岡京市公の施設の指定管理者指定申請書【様式第1号】		2
2	長岡京市立神足ふれあい町家指定管理者事業計画書【様式第2号】	様式第2号で記載されている各項目についてそれぞれ具体的に記入すること。	2
3	長岡京市立神足ふれあい町家人員配置計画【様式第3号】		2
4	長岡京市立神足ふれあい町家の管理に関する業務の収支予算書【様式第4号】	収支計画は、令和7年度から5か年の年度毎の収支計画を提出すること。収入については、指定管理料、利用料金、事業収入等を計上すること（利用料金、事業収入等は、積算根拠を明記すること）。	2
5	定款、寄付行為、規約等の写し	様式任意（最新のもの）	2
6	法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明書	現在事項全部証明書（応募申込み日前3カ月以内に発行されたもの）	2
7	その他申請者の概要（沿革、役員名簿、経営理念等）	様式任意	2
8	受託事業実績概要書【様式第5号】		2
9	決算書等（前事業年度の決算書類）	様式任意 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録、事業報告書一式及び決算付属明細	2
10	完納証明書（納税証明書） ・ 都道府県税について滞納がないことの証明（市内の場合は市税） ・ 法人税（所得税）及び法人事業税（個人事業税）について滞納がないことの証明	発行官公署において定められた様式によるもので、令和6年7月1日以降に発行されたもの。	2

(注) 提出にあたっての注意点

- ・ 提出書類は、いずれも正本 1 部、副本 1 部の計 2 部とし、副本は写しとします。
- ・ 提出書類は、原則 A4 判・縦型綴じとし、表紙に団体名を記入してください。また、インデックス等を用い、各書類名を示してください。
- ・ 提出書類の用紙について、応募者が特定できるような名称、ロゴマーク等が刷り込まれたものを使用しないでください。
- ・ 今年度に設立された法人その他の団体等で、上記の書類のうち作成できない、あるいは発行されない書類がある団体については、それら以外の書類を提出してください。

## 9 応募にあたっての注意点

### (1) 費用の負担

応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。

### (2) 提出した資料の取扱い

市が提供した書類等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。またこの検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

### (3) 提出書類の変更の禁止

提出書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

### (4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずる場合があります。

### (5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。提出された書類は、指定管理者選定過程に関する議会説明等のため必要な場合を除き、応募者の承認がなければ公表しません。ただし、指定管理者事業計画書（様式第 2 号）及び業務の収支予算書（様式第 4 号）の内容については、原則、情報公開の対象とします。

### (6) 提出書類の著作権及び特許権等

指定管理者の決定までの間、提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとします。指定管理者の決定後、提出書類の著作権は市に帰属します。選定結果の公表等により必要

な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとします。また、申請内容に含まれる特許権、実用新案権等の日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、すべて応募した団体等が負うものとします。

## 1 0 選定方法

応募書類に基づき、評価委員会において評価し、評価結果を受けて選定します。評価にあたり、応募書類について説明いただく機会を設けます。ただし、応募が多数におよぶ場合は、書類審査にて面接実施団体を選定します。日時については別途連絡します。

## 1 1 選定結果のお知らせ

応募者に対し、11月上旬（予定）に文書でお知らせします。

## 1 2 その他

指定管理者として指定した後、指定期間前に、ふれあい町家従事予定者に対して、一定期間事務等の引継ぎを行います。

## 1 3 問い合わせ先

長岡京市 教育委員会 文化財保存活用課

〒617-0824 長岡京市天神四丁目 1 番 1 号（長岡京市立図書館 3 階）

電話番号 075 - 954 - 3557

FAX 番号 075 - 954 - 8500

電子メール bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp